

議案第36号

佐倉市道路線の変更について

次のとおり佐倉市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めらる。

路線名	変更の 前後別	起点 終点	重要な経過地
I-30号線	変更前	佐倉市大崎台四丁目1番1地先 佐倉市石川312番地先	
	変更後	佐倉市大崎台四丁目1番1地先 佐倉市高崎988番地先	

平成28年2月22日提出

佐倉市長 蕨 和 雄